

# 自立した生活を支える

## いますか 成年後見制度～

あなたは『成年後見』という言葉を目にしたことがありますか。これは、認知症などで判断能力が不十分な人に、「後見人」をつけ、財産や生命の安全を守るものです。  
今号では、成年後見制度についてお知らせします。



毎月の成年後見センター定例会では、プライバシー保護に配慮しながら、多くの意見を交わします（7月22日 出雲市サイクリング・ターミナル）

任意後見制度	
名称	任意後見制度
類型	後見 保佐 補助
対象者	判断能力が著しく不十分 判断能力が不十分
申立者	本人または4親等内の親族、区市町村長
手続き	家庭裁判所に申立し、家裁が後見人等を選任
後見人などの業務	現在判断能力がある 本人が任意後見人を決めて、契約

### 成年後見ってなに？

この制度は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などといった判断能力が不十分な状態にある人に、家庭裁判所が認める人を「後見人」として選任し、保護・サポートする制度です。判断能力の状態に応じて、後見・保佐・補助に区分することができ、受けられる援助が異なります（上表）。

また、判断能力が不十分になったときに備えて、自分の生活や財産の管理に関することを、あらかじめ自分が信用できる人に委任しておく『任意後見制度』もあります。

### こんなとき活用を

介護保険制度や、障害者自身がサービス内容を選択できる支援制度などの導入に伴い、福祉サービスの種類や内容を利用者自身が主体的に選ぶことができるようになりました。しかし、判断能力が不十分な人は、自分に必要なサービスを選んで契約することが困難なため、誰かの手助けが必要になってきました。

# 自立し

## ～知って

また、不動産や預貯金などの財産を管理したり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分で行うのが困難な場合があります。さらに、自分に不利益な契約であるのに、十分に判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。（左下参照）  
このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度を利用することで、判断能力が低下しても、本

人の意思が尊重され、安心して生活を送ることができます。

### 成年後見制度を利用するには

この制度を利用するためには、本人または家族などからの申し立てが必要です。また、申し立てをする人がいない場合などは、市長が代理として申し立てることができず。  
出雲市では、平成12年に出雲成年後見センターが設立され、後見人の養成や、普及・啓発活動を行っています。相談や手続

きのアドバイスは無料です。どのような制度か、もっとよく知りたい方や、具体的に利用してみたいと考える方は、気軽に成年後見センターにご相談ください。

成年後見制度についての  
おたすねは  
福祉推進課高齢者福祉係  
（2211、内線4133）  
出雲成年後見センター  
（8097・成瀬司法書士事務所内）

### 本人の考えを尊重し、生命や財産を守る制度

成年後見センターの活動は、本人の意思を確認し、尊重することから始まります。認知症などにより、意思確認が難しい場合にも、センターの会員同士で常に話し合い、本人



出雲成年後見センター  
会長 錦織正二さん

にとつて最適な援助方法を見つめるよう心がけています。会員には弁護士、司法書士、医師、社会福祉士といった専門職があり、さまざまな視点から意見を出し合い、検討を重ねています。  
最近では、親族以外の第三者が後見人になることも増えてきました。センターの会員が第三者後見人となっている事例は現在35件。福祉サービスの利用援助や財産保護の活動を続けています。

## 要注意！ 多発するリフォーム詐欺

訪問販売員が無料の住宅点検という名目で訪問し、「このままでは地震がおきたら大変だ」などと不安をあおるようなことを言って、必要のない住宅の補強工事を行うケースが多数報告されています。中には、実際には工事が行われていないのに、代金を請求する詐欺まがいのものも含まれています。

このような被害にあわないためには、その場で契約をしないことや、家族や信頼できる人に相談することが大切です。

しかし、家族が遠くに住んでいるなど、相談できる相手が身近にいない場合や、誰かに相談したほうがいいという判断もできない場合、知らない間に高額な契約が結ばれてしまう恐れがあります。

そのような被害を防ぐためにも、成年後見制度を利用することができます。一定額以上の契約には、後見人の同意を必要としたり、結んでしまった契約を解除したりすることができます。